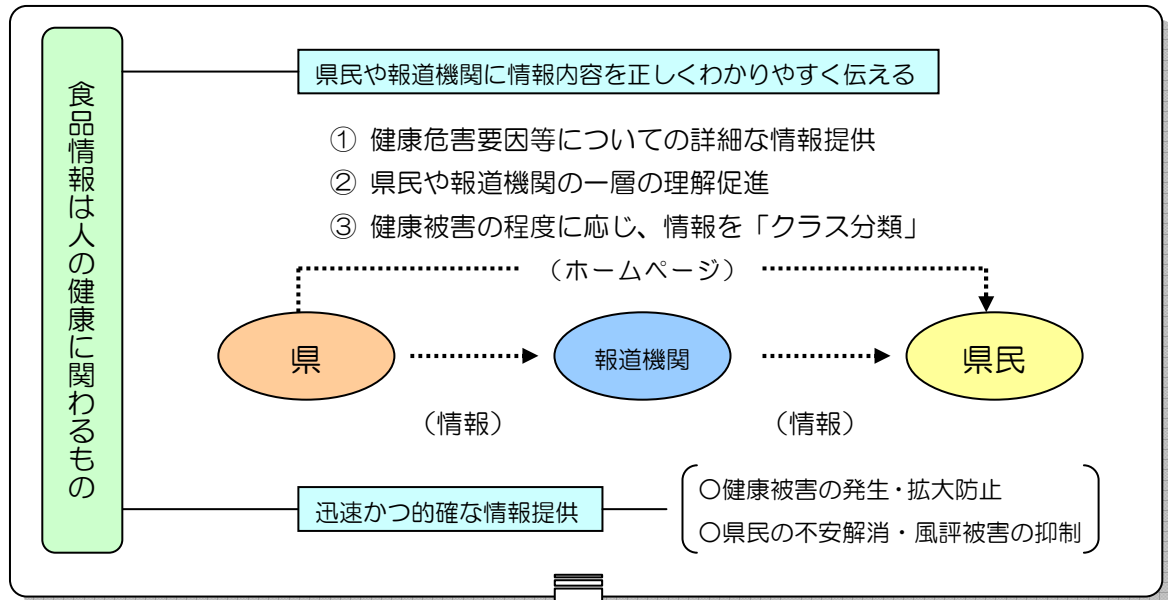


食品安全情報をクラス分類します！

～ 食品安全情報提供の基本的考え方 ～



食品安全情報の「クラス分類」の実施

(趣旨)

県民や報道機関が、食品情報の内容を正しく理解できるよう、食品の健康被害への影響面から3段階に「クラス分類」し、迅速かつ的確な情報提供を行う。

(クラス分類)

- クラス 1：当該食品等の摂取又は使用により、重篤な健康被害又は死亡の原因となり得るものをいう。
- クラス 2：当該食品等の摂取又は使用により、一時的若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性があるか、又は重篤な健康被害のおそれがまず考えられないものをいう。
- クラス 3：当該食品等の摂取又は使用により、健康被害の原因となることがまず考えられないものをいう。

「クラス分類」実施対象とする食品安全情報

県内に所在する製造者（生産者）や加工者が、製造又は販売したものであって、**「食品衛生法に基づく収去検査における違反事例」**等に係る情報